令和 6 年度向け

脱炭素に向けた支援制度

～中小企業等向けガイドブック～

STEP1【知る】

脱炭素・カーボンニュートラルについて知る　P.1

STEP2【測る】

自社の排出量等を把握する　P.2

STEP3【減らす】

排出量等を削減する

(1)　省エネ設備を導入したい　P.5

(2)　再生可能エネルギーを導入したい　P.15

(3)　エコカー等を導入したい　P.20

(4)　住宅や建築物等の脱炭素化をしたい　P.26

(5)　その他　P.35

令和 6 年 6 月(第 1 版)

尼崎市

脱炭素に向けた支援制度〈令和 6 年度向け第 1 版〉

尼崎市は、地球温暖化による危機を市民や事業者の皆さまと共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。

2050 年までに CO_2 排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、取組を進めています。

取組の一環として、「脱炭素に向けた支援制度～中小企業等向けガイドブック～」では、国や兵庫県、尼崎市における省エネ・地球温暖化対策のための補助金・減税等の支援制度をとりまとめています。

脱炭素経営に向けて、皆様の事業活動の一助としてご活用ください。

なお、本ガイドブックの内容は令和 6 年 6 月現在のもので、今後変更となる場合があります。最新情報や詳細については各制度のホームページ等で直接ご確認ください。

尼崎市公式ホームページでも、現在公募中の、
脱炭素に向けた支援制度などをまとめています。

（尼崎市ホームページ）脱炭素に向けた支援メニュー等

目次における【行政機関名】

経…経済産業省（含：NEDO等）による支援制度（http://www.meti.go.jp/）（http://www.nedo.go.jp/）
環…環境省による支援制度（http://www.env.go.jp/）
整…国土交通省（地方整備局分）による支援制度（http://www.mlit.go.jp/）
運…国土交通省（運輸局分）による支援制度（http://www.mlit.go.jp/）

カテゴリ		事業名	ページ	支援対象 法人・個人事業主等	支援対象 個人等	行政機関名
【知る】		カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	1	●		経
		カーボンニュートラルに関する参考情報	1	●		環、経
		ひょうご脱炭素経営スクール	2	●		県
【測る】		省エネお助け隊 （中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金）	2	●		経
		省エネ最適化診断 （中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金）	3	●		経
		省エネクイック診断 （中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金）	3	●		経
		IT導入補助金（通常枠）	4	●		経
		GHG排出量算定サービス導入補助金制度	4	●		県
【減らす】	（1）省エネ設備導入等	SHIFT事業 （工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）	5	●		環
		ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 （製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型（DX・GX）））	5	●		経
		省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業	6	●		経
		省エネルギー投資促進支援事業	6	●		経
		事業再構築補助金（成長分野進出枠＝GX進出類型） （中小企業等事業再構築促進事業）	7	●		経
		運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	7	●		経
		コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	8	●		環
		浄化槽システムの脱炭素化推進事業	8	●		環
		脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業	9	●		環
		脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	9	●		環
		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	10	●		経
		中小企業経営強化税制（A類型）	10	●		経

カテゴリ		事業名	ページ	支援対象 法人・個人事業主等	支援対象 個人等	行政機関名
【減らす】	（1）省エネ設備導入等	中小企業投資促進税制	11	●		経
		省エネルギー設備投資に係る利子補給金 （省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金）	11	●		経
		金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための 利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)	12	●		環
		日本政策金融公庫による環境・エネルギー対策資金（GX関連）	12	●		—
		中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金	13	●		県
		兵庫県地球環境保全資金融資制度	13	●		県
		設備貸与制度	14	●		県
		脱炭素化設備等導入促進支援事業	14	●		市
【減らす】	（2）再生可能エネルギーの導入	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型 蓄電池導入支援事業	15	●		経
		家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業 (家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)	15	●		経
		家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業 (ディマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業)	16	●		経
		民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	16	●		環
		民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	17	●		環
		民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業	17	●		環
		民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	18	●		環
		脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	18	●		環
		再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の 電力貯蔵システム導入支援事業	19	●		経
		PPA方式等による太陽光発電設備導入補助事業	19	●		県
		太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	20	●	●	市

カテゴリ		事業名	ページ	支援対象		行政機関名
				法人・個人事業主等	個人等	
【減らす】	（3）エコカー等導入	CEV補助金 （クリーンエネルギー自動車導入促進補助金）	20	●	●	経
		クリーンエネルギー自動車の普及促進に 向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	21	●	●	経
		商用車の電動化促進事業	21	●		環
		脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、 (地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業)	22	●		環
		地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティの導入促進事業)	22	●		環
		環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	23	●		環
		低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	23	●		環
		産業車両等の脱炭素化促進事業	24	●		環
		物流脱炭素化促進事業	24	●		国
		燃料電池モビリティ利活用の促進事業	25	●		県
		尼崎市グリーンビークル導入補助制度	25	●		市
【減らす】	（4）住宅、建築物等の脱炭素化	給湯省エネ2024事業（住宅省エネ2024キャンペーン）	26		●	経
		先進的窓リノベ2024事業（住宅省エネ2024キャンペーン）	26	●	●	環
		子育てエコホーム支援事業（住宅省エネ2024キャンペーン）	27		●	国
		既存住宅における断熱リフォーム支援事業	27	●	●	環
		住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 （ZEH、ZEB）	28	●		経
		住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 （次世代省エネ建材）	28	●		経
		戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業	29	●	●	環
		サステナブル建築物等先導事業（省CO2先導型） （LCCM戸建住宅部門）	29	●		国
		住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)	30	●	●	国

カテゴリ		事業名	ページ	支援対象		行政機関名
				法人・個人事業主等	個人等	
【減らす】	（4）住宅、建築物等の脱炭素化	家庭における省エネ支援事業補助金	30		●	県
		住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 （住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資）	31		●	県
		子育て世帯向け住宅取得等支援事業、子育て支援環境整備推進事業	31		●	市
		建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	32	●		環
		建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	32	●		環
		建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業)	33	●		環
		建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (サステナブル倉庫モデル促進事業)	33	●		環
		業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	34	●		環
		集合住宅の省CO2化促進事業	34	●	●	環、経
		賃貸集合給湯省エネ2024事業	35	●	●	経
【減らす】	（5）その他	J-クレジット制度	35	●		—
		地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 （省エネ行動であま咲きコインをためよう）	36	●		市
		給水機設置によるマイボトル普及促進事業	36	●	●	市
		SDGs企業登録事業	37	●		市

事業名	カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する web 相談		
支援内容	＜対象者＞ カーボンニュートラルに取り組む中小企業・小規模事業者 ＜相談形態＞ オンライン会議システム(Zoom・Microsoft Teams) での相談 ＜相談時間＞ 毎週火曜日と木曜日　午前 9 時～午後 5 時 ＜費用＞ 無料 ＜申込方法＞ 以下の URL 記載の申込フォームから申し込み。(事前予約制) https://www.smrj.go.jp/contact/keiei_08/index.php		
お問合せ	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 電話：03-5470-1564		

事業名	カーボンニュートラルに係る情報サイト	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに係る各種情報サイトを紹介		
支援内容	＜内容＞ ・グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム脱炭素経営ガイド 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/ ・中小企業基盤整備機構カーボンニュートラルチェックシート カーボンニュートラル実現に向けた取組を、ステップ毎に整理 https://j-net21.smrj.go.jp/special/chusho_sdgs/carbonneutral/checksheet.html ・環境省温室効果ガス排出削減等指針 事業活動・日常生活について、削減対策の情報を網羅的に整理 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html ・環境省脱炭素ポータル 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/private-sector/ ・経済産業省 HP 中小企業等における CN 対策 中小企業が CN に取り組むにあたって役立つ情報を発信 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/index.html		
お問合せ	上記各 URL		

事業名	ひょうご脱炭素経営スクール	行政機関名	兵庫県
募集期間	公募開始前		
事業概要	県内中小事業者等が、脱炭素経営ポイントや省エネ、再エネ導入の実践的手法について学び、行動に繋げるための伴走支援		
支援内容	＜対象者＞ 県内中小事業者等 ＜対象者数＞ 20 社程度 ＜内容＞ 年間 10 回程度の連続講座を実施 ＜講座受講料＞ 無料		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班 電話 ：078-362-3273（内線 3373）		

事業名	省エネお助け隊 （中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金）	行政機関名	経済産業省
募集期間	地域の省エネお助け隊にご確認ください		
事業概要	省エネ診断に加え、診断後の設備導入、金融機関の紹介、自治体支援策の紹介等まで一貫して支援。 省エネに限らず、経営の専門家も所属するため、様々な相談に対応可能。		
支援内容	＜診断機関＞ 省エネお助け隊 （地域に拠点を有し、中小企業支援を行う団体。省エネコンサル企業や地銀シンクタンク、商工会議所等が活動） ＜診断費用（税込）＞ 事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定。 ・50kl 診断 ： 7,304 円 ・300kl 診断 ： 14,608 円 ・1,500kl 診断 ： 20,086 円 ・3,000kl 診断 ： 25,564 円 ・カスタム診断 ： 総額の１割（3,000kl 超の大規模な事業所向け。） ※診断受診後、課題やニーズに応じた伴走支援を活用可能。 ・カスタム伴走支援 ： 総額の１割		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

事業名	省エネ最適化診断 （中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 4 月 18 日から申込開始（4 期に分けて募集）		
事業概要	約１日の診断で、工場・ビル等全体のエネルギーのムダを確認。さらに希望があれば、「IoT診断」でデータに基づく詳細な診断を受けられる。		
支援内容	＜診断機関＞ （一財）省エネルギーセンター （エネルギー管理士等の資格や同等の力量、診断経験を有し、同センターに登録された「エネルギー使用合理化専門員」） ＜診断費用（税込）＞ 事業所の規模や対象設備の種類に応じて、以下の診断メニューから決定。 ・A 診断（専門家１名）：10,670 円 ・B 診断（専門家２名）：16,940 円 ・大規模診断（専門家２名）：23,760 円 ※最適化診断受診後、データに基づく詳細な診断を活用可能。 ・IoT 診断（専門家１名）：16,940 円		
お問合せ	一般財団法人省エネルギーセンター		

事業名	省エネクイック診断 （中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金）	行政機関名	経済産業省
募集期間	登録診断機関にご確認ください		
事業概要	希望する工場・ビルの設備１つから、安価かつ短時間で診断を実施。低コストで、運用改善、投資改善について効果的な省エネのアドバイスを受けられる。		
支援内容	＜診断機関＞ 登録診断機関 （空調やボイラのメーカーや、電力会社、エネマネ事業者等の民間企業も実施） ＜診断費用（税込）＞ 診断を希望する設備の数に応じて、以下のプランから選択可能。 ・設備単位プラン(1 設備)：5,500 円 ・まるっとプラン（3 設備）：16,500 円 ※過去３年以内に受診した省エネ診断と同一の設備について、設備の稼働状況に大きな変更が無く、同一の登録診断機関又は専門家による診断を受ける場合、以下の効果測定コースを選択可能。 ・設備単位プラン(1 設備)：3,850 円 ・まるっとプラン（3 設備）：11,550 円		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

事業名	IT 導入補助金（通常枠）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 6 月 19 日(4 次締切)　令和 6 年 7 月 19 日(5 次締切)		
事業概要	CO2 排出量算定ツールやエネルギーマネジメントシステムの導入など IT ツールを導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 中小企業・小規模事業者 ＜補助率＞ 1/2 ＜補助上限額＞ ・1プロセス以上：150万円 ・4 プロセス以上：450 万円 ＜対象経費＞ ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料 最大 2 年分)、導入関連費 ＜対象要件＞ 補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後の伸び率が3%以上、3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上の数値目標を作成すること		
お問合せ	TOPPAN 株式会社		

事業名	GHG 排出量算定サービス導入補助金制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 12 月 20 日［必着］		
事業概要	温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する「排出量算定サービス」を導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者 ＜対象サービス＞ 事業者の温室効果ガス排出量の把握並びに削減に資するシステム※1 （サプライチェーン排出量(スコープ 3 を含む)※2 を算定できるプランが対象※3） ※1 令和 6 年 4 月 1 日以降に契約し、その日から起算して 30 日以内に申請したものに限る ※2 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量 ※3 サプライチェーン排出量の算定状況については実績報告書に記載 ＜対象経費＞ ・システムの月額使用料（年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額） ※ 利用開始日の属する月から令和 7 年 3 月までの期間 ※ 契約日から 3 か月以上継続した月額使用料に限る（初期導入費用は除く） ※ 令和 7 年 3 月 18 日までに支払いが完了した使用料が対象 ※ 消費税及び地方消費税の額は除く ＜補助金額＞ 補助対象経費の 1/2(上限 1 万円/月)		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第 2 課(兵庫県環境部環境政策課内) 電話：078-362-3284		

事業名	SHIFT 事業 （工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業）	行政機関名	環境省
募集期間	(1) 令和 6 年 6 月 7 日～令和 6 年 8 月 16 日 (2) (3) 令和 6 年 6 月 7 日～令和 6 年 7 月 16 日(一次公募)、～令和 6 年 8 月 16 日（二次公募）		
事業概要	工場・事業場における脱炭素化に向けた取組を推進し、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者を支援		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体 ＜補助対象事業＞ (1)CO_2削減計画策定支援 中小企業等による工場・事業場での CO_2 削減目標・計画の策定を支援 (2)省 CO_2 型設備更新支援 A 標準事業：工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO_2削減計画に基づく設備更新を補助 B 大規模電化・燃料転換事業：主要なシステム単位でⅰ)ⅱ)ⅲ) の全てを満たすCO_2削減計画に基づく設備更新を補助 ⅰ)電化・燃料転換 ⅱ)CO_2排出量を4,000t-CO_2 /年以上削減 ⅲ)CO_2排出量を30%以上削減 C 中小企業事業：中小企業等によるCO_2削減計画に基づく設備更新に対し、以下のⅰ)ⅱ)のうちいずれか低い額を補助 ⅰ)年間CO_2削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO_2（円） ⅱ)補助対象経費の1/2(円) (3)企業間連携先進モデル支援 Scope3 削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場の CO_2 排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援(2 カ年以内) ＜補助率等＞ (1)3/4、補助上限:100 万円（DX 型計画策定の場合は補助上限 200 万円） (2) A:1/3、補助上限:1 億円 B:1/3、補助上限:5 億円 C:補助上限:0.5 億円 (3) 1/3、1/2、補助全体上限 5 億円		
お問合せ	(1) (2) A B 一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (2) C 一般財団法人環境イノベーション情報機構 (3) 一般財団法人日本海事協会		

事業名	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 （製品・サービス高付加価値化枠（成長分野進出類型（DX・GX）））	行政機関名	経済産業省
募集期間	公募開始前(19次)		
事業概要	DX・GX に資する革新的な製品・サービス開発の取り組みに必要な設備・システム投資等に係る費用を一部補助		
支援内容	＜補助要件＞ 次の(1)～(4)の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定、かつ(5),(6)いずれかの要件をみたすこと (1)付加価値額：年平均成長率3%以上増加 (2)給与支給総額：年平均成長率1.5%以上増加 (3)事業場内最低賃金：地域別最低賃金＋30円以上 (4)売上高：3～5年の事業計画期間内に、新製品・サービスの売上高の合計額が、企業全体の売上高の10%以上となる事業計画を策定すること 及び以下のいずれかの要件を満たすこと。 (5)DX：DXに資する革新的な製品・サービスの開発であること (6)GX：グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する革新的な製品・サービスの開発であること ＜補助率＞ 2/3 以内 ＜補助限度額[類型・従業員別]＞ ・5人以下：1,000万円(1,100万円) ・6人～20人：1,500万円(1,750万円) ・21人以上：2,500万円(3,500万円)		
お問合せ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013		

事業名	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和6年5月27日～令和6年7月1日 ※17:00必着（2次公募）		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 法人及び個人事業主 ＜補助事業及び補助率等＞ (1)工場・事業場型 工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援する事業 (a)先進設備・システムの導入 中小企業2/3以内、大企業1/2以内　上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円） (b)オーダーメイド型設備の導入 中小企業1/2以内、大企業1/3以内　上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円） (2)電化・脱炭素燃転型 化石燃料から電気への転換や、 より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援する事業 補助率：1/2以内 上限額：3億円（電化の場合は5億円） (3)エネルギー需要最適化型 エネマネ事業者と契約し、EMSを用いて省エネ化を図る事業 中小企業：1/2、大企業：1/3、上限額：1億円		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ (1)工場・事業場型 (a)先進設備・システム　電話：03-5565-3840　(b)オーダーメイド型設備　電話：03-5565-4463 (2)電化・脱炭素捻転型　電話：03-5565-3840 (3)エネルギー需要最低化型　電話：03-5565-4463		

事業名	省エネルギー投資促進支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和6年5月27日～令和6年7月1日 ※17:00必着（2次公募）		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 全業種の法人及び個人事業主 ＜補助事業及び補助率等＞ (1)設備単位型 予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業。 1/3以内、上限額：1億円 (2)エネルギー需要最適化型 エネマネ事業者と契約し、EMSを用いて省エネ化を図る事業 中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 設備単位型：0570-057-025 エネルギー需要最適化型　電話：03-5565-4463		

事業名	事業再構築補助金（成長分野進出枠＝GX 進出類型） （中小企業等事業再構築促進事業）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 4 月 23 日～令和 6 年 7 月 26 日 18 時（厳守）（第 12 回）		
事業概要	中小、中堅企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した事業再構築の取組費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 中小企業者等及び中堅企業等 ＜補助要件＞ グリーン成長戦略「実行計画」14 分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者 他にも必須要件あり ＜対象経費＞ 建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費 ＜補助率※＞ ・中小企業：1/2 ・中堅企業：1/3 ※補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小 2/3、中堅 1/2 に引上げ ＜補助上限額＞ ・中小：100 万円～（従業員数に応じて上限額に差あり） ・中堅：1 億円		
お問合せ	中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業再構築補助金事務局 制度全般について 電話：0570-012-088（ナビダイヤル） 電子操作について 電話：050-8881-6942		

事業名	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	(1)1 次公募 令和 6 年 6 月下旬以降（予定）(2)1 次公募令和 6 年 6 月上旬～中旬頃		
事業概要	貨物輸送等の省エネ化のための実証事業に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間企業等 ＜補助対象事業＞ (1)トラック輸送における更なる省エネルギー化に向けた推進事業 配車計画・予約受付と連携した高度な車両管理や輸送機器の活用等を通じた輸送効率化による省エネ効果の実証を支援する事業 (2)新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石エネルギー転換推進事業 高度なデジタル技術を活用したサプライチェーン全体の効率化や輸送計画と連携した EV トラック等の充電インフラ使用枠の割当最適化等の実証を支援する事業 ＜補助率＞ (1) 定額、1/2、(2)1/2		
お問合せ	(1)パシフィックコンサルタンツ株式会社/パシフィックリプロサービス株式会社 (2)陸上輸送省エネ推進事業事務局 電話：050-5482-3453		

事業名	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 4 月 18 日～令和 6 年 5 月 24 日　17 時(必着)		
事業概要	冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品 小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助率＞ 原則 1/3 ただし、「先進的な中小企業」に合致し、 かつ審査時の得点順上位 10%以内の事業者は 1/2 ＜その他＞ ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換目標を設定した上で外部公表していることを条件とし、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。 ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外。 		
お問合せ	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構　事業支援センター 電話：03-5733-4964		

事業名	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 4 月 23 日～令和 6 年 11 月 29 日 17 時(必着)		
事業概要	既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助対象事業＞ (1)既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修 最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置と改修によって当該機器の CO_2 排出量を 20%以上削減することが要件。 ((3)の再エネ設備導入による CO_2 排出量の削減を含む) (2)既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換、交換によって既設浄化槽の CO_2 排出量を46%以上削減することが要件。((3)の再エネ設備導入による CO_2 排出量の削減を含む) ※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択 (3)中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入 上記(1)又は(2)と併せて行う再エネ設備(太陽光発電･蓄電池等)の導入を支援する。 ＜補助率＞ 1/2		
お問合せ	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 連合会及び都道府県ごとの受付団体に係る連絡先は、公募要領に記載		

事業名	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 プラスチック等資源循環システム構築実証事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 6 月 10 日～令和 6 年 7 月 10 日(2 次)		
事業概要	廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO_2の削減・社会実装化に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、大学、研究機関等 ＜対象事業＞ (1)化石由来資源からバイオプラスチックへの転換・社会実装化実証事業 (2)プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO2 化実証事業 (3)廃棄物等バイオマスを用いた省 CO2 型ジェット燃料又はジェット燃料原料製造・社会実装化実証事業 (4)廃油のリサイクルプロセス構築・省 CO2 化実証事業 ＜補助率＞ 1/3、1/2 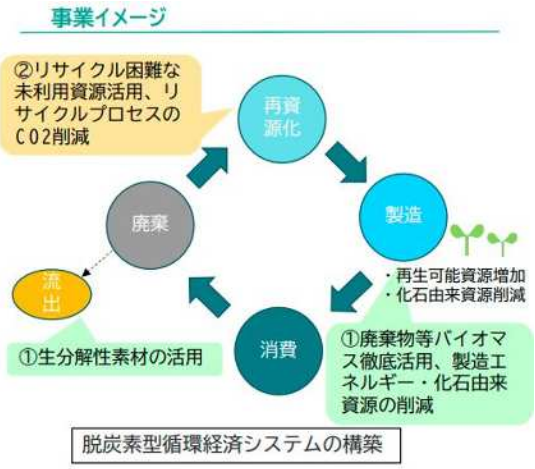 		
お問合せ	一般社団法人日本有機資源協会　電話：03-3297-5618		

事業名	脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体 ＜対象事業＞ (1)リース会社が ESG を考慮した取組を実施している場合 ①ESG 関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等 ②ESG について、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等 (2)サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合 ①サプライチェーン全体として、トップティア等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等 ②サプライチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりサプライチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等 ＜補助率等＞ 右表の通り （1）リース会社のESGの取組：○ ①／◎ ②特に優良な取組 （2）サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組：○ ①／◎ ②特に優良な取組 総リース料の1～4%／①の率に対して＋1%／総リース料の1～4%／①の率に対して＋1% ※（1）と（2）の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に２%を上乗せする。		
お問合せ	一般社団法人環境金融支援機構　電話：03-6261-1530		

事業名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和 11 年 3 月 31 日(令和 10 年度末)		
事業概要	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を行う中小企業の控除率を引上		
支援内容	＜対象＞ 事業所等の炭素生産性（付加価値額/エネルギー起源 CO_2 排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）。 ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。 ※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が 1%以上向上するもの 		
お問合せ	近畿経済産業局資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室 電話：06-6966-6055		

改正概要 【適用期間】令和10年度末まで
（認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内）

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

対象

（1）対象
事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備
※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）。
ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。
※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が１%以上向上するもの

（2）措置内容

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
－	－	－	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
			中小企業	10%	
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

事業名	中小企業経営強化税制(A 類型)	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和 7 年 3 月 31 日(令和 6 年度末)		
事業概要	中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、一定の税額控除を選択適用可		
支援内容	＜対象者＞ 青色申告書を提出する中小企業者等（資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人など） ＜要件＞ ・生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備 ・生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) ・中古資産・貸付資産でない、国内への投資であること等 ＜対象設備＞ 凡例：対象設備（最低価額/販売開始時期） ・機械装置(160 万円以上/10 年以内) ・測定工具及び検査工具(30 万円以上/5 年以内) ・器具備品(30 万円以上/6 年以内) ・建物附属設備(60 万円以上/14 年以内) ・ソフトウェア(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの（70 万円以上/5 年以内）) ＜控除率＞ 即時償却又は取得価額の 10%(資本金 3000 万円超 1 億円以下の法人は 7%)の税額控除を選択適用可		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821		

事業名	中小企業投資促進税制	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和 7 年 3 月 31 日(令和 6 年度末)		
事業概要	青色申告書を提出する「中小企業者等」が、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額に対する税額控除が選択適用可		
支援内容	＜対象者＞ 中小企業者等(資本金額 1 億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) 従業員数 1,000 人以下の個人事業主 ＜対象設備＞ ・機械及び装置(160 万円以上/台) ・測定工具及び検査工具(120 万以上/台、30 万円以上/台かつ複数合計 120 万円以上) ・一定のソフトウェア(一のソフトウェアが 70 万円以上、複数合計 70 万円以上) ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどは除く。 ・貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)　・内航船舶（取得価格の 75%が対象） ＜控除率＞ 取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用可 (税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ) ＜その他＞ ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、 ④コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター　電話：03-6281-9821		

事業名	省エネルギー設備投資に係る利子補給金 （省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金）	行政機関名	経済産業省
募集期間	第 1 回受付 令和 6 年 5 月 24 日～6 月 21 日 第 2 回受付 令和 6 年 28 日～8 月 9 日 ※ 予算額に達した場合、予定より早く受付を終了する場合があります。		
事業概要	省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関（民間金融機関等）から融資を受ける事業者に対しての利子の一部を補給		
支援内容	＜対象者＞ 民間団体等 ＜利子補給率＞ 1.0%以内 ＜利子補給期間＞ 最長 10 年間 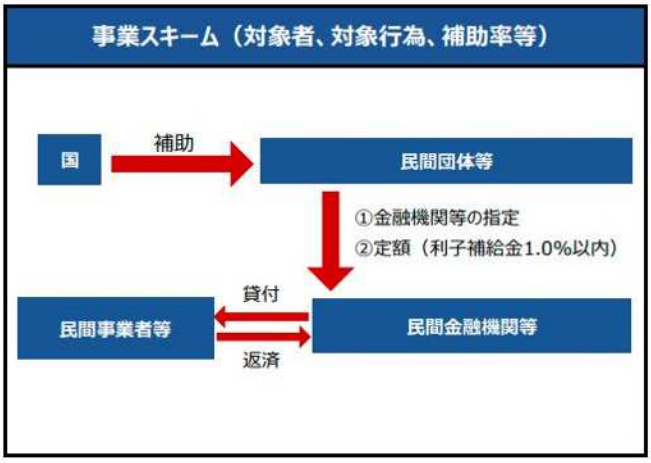 		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第 1 部 利子補給金担当 電話：03-5565-4460		

事業名	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業(バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 5 月 9 日～令和 6 年 12 月 27 日 12 時		
事業概要	指定金融機関が行う地球温暖化対策のための設備投資に対する融資を対象に利息の一部を補給		
支援内容	＜対象者＞ 金融機関 ＜対象事業＞ (1)バリューチェーンにおける排出量の把握、削減計画の策定等について企業と連携して取り組む金融機関を対象に、当該バリューチェーンに関わる中小企業の脱炭素に資する設備投資に対する融資に対して、当該融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利 1.0%を限度に利子補給を行う事業 (2)排出量算定を含む取引先の脱炭素化支援に取り組む地域金融機関を対象に、 脱炭素に資する設備投資に対する融資について、融資先企業による自社の排出量の算定・報告・公表等を条件に、年利 1.0%を限度に利子補給を行う事業 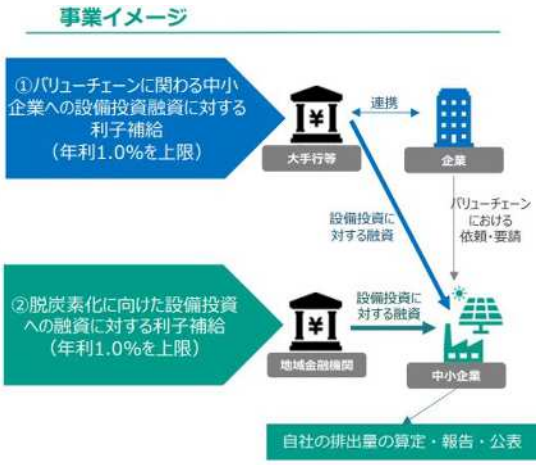 		
お問合せ	一般社団法人環境パートナーシップ会議		

事業名	日本政策金融公庫による環境・エネルギー対策資金（GX 関連）	行政機関名	―
募集期間	通年		
事業概要	温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション（GX）に取り組むために必要な資金を融資		
支援内容	＜融資対象者＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GX に取り組む方 ＜融資対象資金＞ GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。） ＜融資限度額＞ ・中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、1億2千万円（代理貸付） ・国民生活事業：7,200万円（うち、運転資金4,800万円） ＜融資要件＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) GXにかかる取組を開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあっては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を目途に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる方 (2)「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組を図る方		
お問合せ	株式会社日本政策金融公庫		

事業名	中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 6 年 4 月 18 日～ 令和 6 年 12 月 20 日［必着］		
事業概要	効果的な省エネルギー設備等を導入する中小事業者(エコアクション 21 等の認証・登録事業者等)に対し、費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～④に掲げる要件をすべて満たす者 ① 中小企業基本法第 2 条第 1 項で規定される中小企業 ただし、資本金または出資金 5 億円以上の法人が直接または間接に 100%の株式を保有する企業を除く。 ② 年間エネルギー使用量（原油換算）が原則として 1,500 kℓ未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者 ③ エコアクション 21 または ISO14001 の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者 ④ 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断、または、経済産業省の補助事業である「地域プラットフォーム構築事業」で採択された「省エネお助け隊」の省エネ診断を当該年度または過去 3 年以内に受けていること ＜対象事業＞ ・省エネ設備への更新・改修：省エネ最適化診断で効果があると提案された設備の更新・改修 ・建物の省エネ改修：省エネ最適化診断で効果があると提案された二重窓や高断熱サッシへの改修 ・再生可能エネルギー設備の設置：省エネルギー化を主目的とした 10kW 以上 50kW 未満の太陽光発電設備(全量売電を除く)、バイオマス熱供給設備(例:温水ボイラー)等の設置 ＜補助率等＞ 補助対象経費(設備費と直接工事費)の 1/3(上限 100 万円)		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第 1 課 再生可能エネルギー相談支援センター 電話：078-735-7744		

事業名	兵庫県地球環境保全資金融資制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日		
事業概要	地球温暖化対策及び公害防止のための設備設置、及び工場等の緑化を行うために必要な資金を融資		
支援内容	＜対象者＞ 県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者 ＜資金用途＞ ①地球温暖化対策 ②環境保全 ③公害防止 ④緑化 ＜融資限度額＞ 1 億円（1 企業・組合） ＜融資期間＞ 1 年以上 10 年以内 ＜融資利率＞ 年 0.7% ＜返済方法＞ 15 年以内（2 年以内据置可）・元金均等月賦返済 ※信用保証：原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課　電話：078-362-3339		

事業名	設備貸与制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	通年		
事業概要	創業及び経営の革新・経営基盤の強化を図ろうとする中小企業の方が導入したい設備を、長期かつ固定損料(金利)で貸与		

支援内容

区分	割賦制度	リース制度
対象事業	・兵庫県内に事業所・工場等がある小規模企業者(個人含む) ・従業員数 ①製造業・その他業種　20人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1～3 ②卸売業・サービス業・小売業　5人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1～3 ★下記1～3の条件を満たせば50名まで可 ※1銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※2直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※3大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。	
対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備であり、申込年度内に設置が完了するもの (車両・建機等は割賦制度のみ。中古設備は条件あり)	
貸与限度額	100万円以上1億円以下(税込)	
割賦・リース期間	3年以上10年以下 (中古設備は残存耐用年数以下)	3年以上10年以下
償還方法	元金均等月賦償還または 半年賦償還(半年または1年の据置)	月払い(前払いリース料不要)
保証金	原則不要 (半年または1年の据置の場合は保証金10%が必要)	不要
連帯保証人担保	原則不要(法人の場合は代表者の個人保証が必要) ただし、「経営者保証に関するガイドライン」に即し判断します。 また、審査等により担保等が必要となる場合があります。	
損害保険の付保	割賦設備にかかる損害保険に加入いただくことが条件となります。	―

＜その他＞
・長期固定損料(金利)については、金利情勢によって変更する場合があります。担当部署にお問合わせください。

お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター　設備投資支援室　設備投資課 電話：078-977-9086/078-977-9122

事業名	脱炭素化設備等導入促進支援事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	公募開始前		
事業概要	・省エネ診断を無料で実施 ・市内中小企業者の省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の導入費用の一部を補助		

支援内容

＜対象者＞
市内中小企業者等
＜補助率・補助金額＞
(1)省エネ診断（脱炭素化アドバイザー派遣事業）：無料
(2)省エネルギー設備の導入費用：補助率【調整中】（上限【調整中】）
(3)再生可能エネルギー設備の導入費用：太陽光発電2万5千円/kWh、蓄電池5万円/kWh（上限【調整中】）
※補助金の交付には条件がありますので、詳細は以下にお問い合わせください。

お問合せ	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構　脱炭素化設備等導入促進支援事業補助金電話：06-6488-9565

事業名	需要家主導型太陽光発電・再生可能エネルギー電源併設型 蓄電池導入支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年度補正:令和6年4月26日～ 令和6年5月31日(単年度事業)/ 令和6年4月26日～ 令和6年6月14日17時（複数年度事業)(1次公募) 令和6年度:公募開始前		
事業概要	発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備の導入に際して、一定の容量・価格の上限のもと、費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間企業等 ＜補助率＞ (1)太陽光発電設備：2/3、1/2、1/3　(2)蓄電池設備：1/2、1/3 ＜主な事業要件＞ ・対象設備が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の認定計画に含まれないこと(非FIT・非FIP) ・合計2MW以上の新設設備で、補助対象経費のうち蓄電池を除く単価が23.9万円/kW満であること ・原則として①単年度事業については令和7（2025）年2月28日までに、②複数年度事業については最長令和9（2027）年2月26日までに運転開始すること ・8年以上にわたり一定量以上の電気の利用契約等を締結すること ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」および「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を遵守すること その他の要件や詳細は公募要領をご確認ください。		
お問合せ	令和5年度補正：需要家主導型太陽光・蓄電池導入支援事務局　電話：03-4590-7681 令和6年度：未定		

事業名	家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業 (家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和6年3月14日～令和6年12月6日		
事業概要	電力需給の状況に合わせて、電力需要の最適化(ディマンドリスポンス)に活用可能な、家庭用蓄電システムの導入にかかる費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 個人・民間企業等 ＜対象設備＞ 家庭用蓄電システム ＜補助対象経費＞ 設備費・工事費・据付費 ＜補助率等＞ 補助率：1/3 家庭用蓄電システム：3.7万円/kWh(上限60万円/1申請) ＜その他＞ 補助対象設備の導入を検討する事業者の交付申請は一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録された販売事業者が申請手続きを代行します。詳細については公募要領を必ずご確認ください。		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ　電話：03-6281-5085		

事業名	家庭用蓄電池等の分散型エネルギーリソース導入支援事業 (ディマンドリスポンスの拡大に向けた IoT 化推進事業)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 3 月 14 日～令和 6 年 12 月 6 日		
事業概要	出力抑制時等に調整力として活用が見込まれる需要家保有リソースのディマンドリスポンス対応化(IoT 化)に必要となる費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間企業等 ＜対象設備＞ 高圧以上の需要家側に設置されている既存のリソースを DR 対応可能とするための通信設備、センサー、 EMS 等の IoT 化関連機器 ※原則、申請時点で設置されているリソースを IoT 化する設備を補助対象とするが、業務産業用蓄電システムと同時に申請を行う場合のみ、設置予定の業務産業用蓄電システムを IoT 化する設備も補助対象とする。 ＜対象経費＞ 設備費、工事費、設計費 ＜補助率等＞ 1/2(上限 2,500 万円/申請)		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ　電話：03-6281-5085		

事業名	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 6 月 6 日～令和 6 年 7 月 5 日 正午(二次公募)		
事業概要	業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜補助率等＞ ・太陽光発電設備：定額 ・蓄電池：定額(上限：補助対象経費の 1/3) ＜補助条件＞ ・蓄電池(V2H 充放電設備含む)導入は必須 ・太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(戸建住宅は除く) ・新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。 ・EV 等(外部給電可能なものに限る)を V2H 充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の 1/2×4 万円/kWh 補助(上限あり) 太陽光発電設備の補助額 業務用施設 / 産業用施設 / 集合住宅 / 戸建住宅 PPA リース：5 万円/kW / 5 万円/kW / 5 万円/kW / 7 万円/kW 購入：4 万円/kW / 4 万円/kW / 4 万円/kW / －		
お問合せ	一般財団法人環境イノベーション情報機構		

事業名	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	新たな手法による太陽光発電の導入･価格低減を促進し、再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入等にかかる費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ コスト要件を満たす以下の事業※(3)、(5)を除く (1)建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (2)地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (3)窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (4)再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (5)熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業 (6)新たな手法による再エネ導入手法の価格低減促進事業 ＜補助対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜補助率＞ (1)1/3 (2)1/2 (3)3/5、1/2 (4)及び(5)計画策定：3/4(上限 1,000 万円)、設備等導入：1/3、2/3、1/2 **※コスト要件** (1)(2)(4)(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。 (4)(熱利用)：当該設備のCO_2削減コストが従来設備のCO_2削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

事業名	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	(1)(2)公募終了 (3)令和 6 年 4 月 16 日～令和 6 年 5 月 21 日 17 時（必着） (4)令和 6 年 4 月 16 日～令和 6 年 5 月 24 日 17 時（必着）（メールに限る）		
事業概要	省CO_2化が図れる需要側設備等導入費用の一部を補助		
支援内容 (1)、(2) (3) (4)	＜対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜対象事業＞ (1)オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業 (2)再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業 (3)屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業 (4)データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業 ＜補助率＞ (1)1/2 (2)1/3 (3)3/4、1/3、1/4 (4)1/2、太陽光発電設備・省エネ設備は 1/3、1/3		
お問合せ	(1)(2) 一般社団法人環境技術普及促進協会 (3)(4)一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

事業名	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 平時の省CO_2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	行政機関名	環境省
募集期間	(1) 公募終了 (2) 令和 6 年 4 月 16 日～令和 6 年 5 月 24 日 正午（必着）(1 次公募) 令和 6 年 6 月 18 日～令和 6 年 7 月 12 日 正午（必着）(2 次公募)		
事業概要	直流給電システムを活用した平時の省 CO_2 と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出及び、民間企業等による TPO モデル(第三者保有モデル)を活用した平時の省 CO_2 と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出に係る計画策定や設備等導入費用の一部を補助		
支援内容	(1)直流による建物間融通モデル創出事業 民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省 CO_2 と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う事業。 (2)TPO モデルによる建物間融通モデル創出事業 民間企業等が、TPO モデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省 CO_2 と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う事業。 地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。 ＜対象者＞ 民間事業者・団体等 ＜補助率等＞ (1)計画策定：3/4(上限 1,000 万円)、設備等導入：1/2、2/3) (2)計画策定：3/4(上限 1,000 万円)、設備等導入：1/2、2/3)		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 6 月 7 日～令和 6 年 10 月 25 日 18 時		
事業概要	再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ (1) 水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 地域防災計画等により災害時に防災拠点等として位置付けられた、あるいはこれから位置づけられる予定の施設において、蓄電池・水素等を活用することで、地域の再エネを最大限活用する、自立・分散型のエネルギーシステムの構築を行う事業 (2) 水素利活用機器導入促進及び社会実装支援事業 日本国内において地域の再エネ等を活用し、水素を製造、貯蔵、運搬する地域水素サプライチェーンの社会実装に必要な設備の導入（製造・貯蔵・運搬分野）及び水素の利用拡大に繋がるための設備の導入 ＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ＜補助率＞ 1/2～2/3		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団　電話：011-206-1573		

事業名	再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統用蓄電池等の 電力貯蔵システム導入支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	公募開始前		
事業概要	調整力等として活用可能な系統用蓄電池や水電解装置等の電力貯蔵システムの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間企業等 ＜対象経費＞ ・系統用蓄電池や水電解装置の導入費用及び及びそれらの実証にかかる経費 ・配電事業等の構築に必要な蓄電池やエネルギーマネジメントシステム等のリソース等の導入費用 ＜補助率＞ 2/3、1/2、1/3 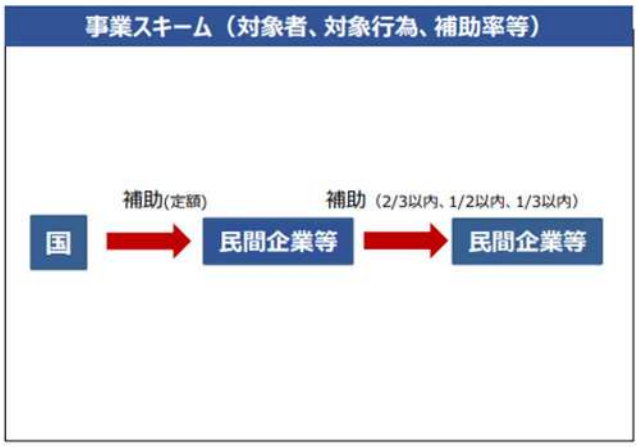 		
お問合せ	経済産業省　資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課		

事業名	PPA方式等による太陽光発電設備導入補助事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日　※予算の上限に達した時点で募集を締切		
事業概要	太陽光発電設備等を設置する事業者に対して、導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ オンサイト PPA またはリースにより県内の中小事業所等へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置する事業であり、環境省・経済産業省の実施する「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」、または本県が実施を予定している「地域脱炭素移行・再エネ推進事業（自家消費型非住宅太陽光発電設備等補助事業）」の補助要件を満たし、いずれかの補助事業に申請したもの(採択を受けている必要はありません)。 ＜補助対象者＞ 太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行う PPA 事業者又はリース事業者 ＜補助額＞ 上限 500 万円（太陽光発電設備 250 万円、定置用蓄電池 250 万円） ・太陽光発電設備:2.5 万円/kW ・太陽光発電設備と合わせて導入する定置用蓄電池: 定置用蓄電システムの目標価格に 6 分の 1 を乗じて得た額と補助対象経費に 6 分の 1 を乗じて得た額のうち少ない方の額 ＜その他＞ 詳細については、募集要項、補助要項を必ずご確認ください。		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班　電話：078-362-3273		

事業名	太陽光発電及び蓄電池の共同購入事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和 6 年 4 月 10 日～令和 6 年 9 月 11 日		
事業概要	太陽光発電及び蓄電池設備の購入希望者を募り、一括して発注することでスケールメリットを生かし、通常よりも安い価格で購入できる仕組		
支援内容	＜用途＞ 住宅用・事業用 ＜対象設備＞ (1) 太陽光パネル (2) 太陽光パネル＋蓄電池 (3) 蓄電池（太陽光パネルを設置済みの方向けプラン） ※すべて施工費・安全対策費・保証込のプラン ※太陽光パネルは 10kW 未満 ＜募集期間（参加登録期間）＞ 令和 6 年 4 月 10 日～9 月 11 日 ＜施工までの流れ＞ ①無料の参加登録(4 月 10 日～9 月 11 日) ②事前見積り(5 月上旬～) ※施工業者は、事務局が厳しい基準で審査の上、入札で選定 ③調査の申込 ※事前見積りを見た上で、設計や最終見積りを作成するための調査を申込むか否かを判断 ④契約・施工 調査後、最終見積りを確認し、契約 		
お問合せ	阪神神戸　みんなのおうちに太陽光事務局（アイチューザー株式会社）電話：0120-728-300 受付時間：午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分(土・日・祝日を除く)		

事業名	CEV 補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	初度登録(届出日)により異なります。		
事業概要	電気自動車や燃料電池自動車等の購入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 対象車を購入する個人、法人、地方公共団体等 ＜対象車両＞ 一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した令和 5 年 12 月 1 日以降に新車新規登録(登録車)又は新車新規検査届出（軽自動車など）された以下の自家用自動車 ・電気自動車(超小型モビリティ、小型電動モビリティ・二輪車を含む)、 ・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車※・電動二輪・ミニカー ＜補助上限額＞ 車種・型式によって異なる。 ＜その他＞ 補助金交付申請書の提出期限は、原則として次の通り。 ・車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約が完了した上で)、 初度登録(届出)の日から 1 ヶ月以内。(翌月の前日までの消印有効) ・令和 6 年 4 月 1 日以降の登録の場合、一部車種で補助額が変更。 ・令和 6 年 4 月 1 日(令和 6 年度)以降の登録でリース申請する場合、補助金申請者が車両の使用者（ユーザー）に変更。 ※「令和 6 年 3 月 31 日（令和 5 年度）以前」の新車新規登録車（新規検査届出車）については、これまでどおり。（車両の所有者（リース会社）が補助金申請を行う申請方法。）		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター次世代自動車部　電話：0570-001-136		

事業名	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充てんインフラ等導入促進補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	電気自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費、燃料電池自動車等の水素ステーションの整備費及び運営費の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ (1)充電インフラ整備事業等 (2)水素充てんインフラ整備事業 ＜対象者＞ (1) 法人（マンション管理組合法人を含む）法人格をもたないマンション管理組合 、個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等） (2) 法人及び個人事業者 ＜補助率＞ (1)定額, 1/2 等　(2) 2/3、1/2 		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター充電インフラ部　電話：0570-000-299		

事業名	商用車の電動化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 3 月 8 日～令和 7 年 1 月 31 日　※バスについては令和 6 年 6 月 28 日までを 1 次公募		
事業概要	商用車（トラック・タクシー・バス）の電動化の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 貨物自動車運転事業者等 ※事業により対象者が異なる ＜対象例＞ (1) トラック：EV トラック、EV バン、FCV トラック (2) タクシー：EV タクシー、PHEV タクシー、FCV タクシー (3) バス：EV バス、FCV バス (4) 充電設備※ ※原則として、上述の車両と一体的に導入するものに限る。 ＜補助率＞ (1) トラック：標準的燃費水準車両との差額の 2/3 等 (2) タクシー：車両本体価格の 1/4 等 (3) バス：標準的燃費水準車両との差額の 2/3 等 (4) 充電設備：1/2 等 		
お問合せ	トラック：一般財団法人環境優良車普及機構 タクシー・バス：公益財団法人日本自動車輸送技術協会		

事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 5 月 22 日～令和 6 年 11 月 29 日 18:00		
事業概要	再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、 設備の高効率化改修を支援する事業 ＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ＜補助率＞ ①保守点検支援：2/3 ②設備の高効率化改修支援(再エネ由来の設備改修等)： 政令指定都市以外の市町村、資本金 1000 万円未満の民間企業：補助率 2/3 上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金 1000 万円以上の民間企業等：補助率 1/2		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団		

事業名	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ導入促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	グリーンスローモビリティ等の導入費用の一部を補助		
支援内容 R5 リンク	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等 ＜補助率等＞ 1/2(※上限あり) ＜主な補助対象設備＞ グリーンスローモビリティの車両等 		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

事業名	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	HV トラック・EV/HV バス及び充電インフラ、天然ガストラック・バスへの導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ (1)EV バス、HV トラック・バス導入支援事業 EV(電気自動車)バスや、一定の燃費性能を満たす HV(ハイブリッド自動車)トラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備※への補助を行う事業。 ※事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備が対象 (2)天然ガストラック・バス導入支援事業 将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス(CNG)トラック・バスに対して、標準的な車両との差額分を支援する。 ＜対象者＞ 民間団体等(所有事業者に限る)、地方公共団体 ＜補助率＞ 標準的燃費水準車両との差額の 1/2(HV・PHV・CNG 車)又は 2/3(EV) 電気自動車用充電設備の導入費用の 1/2 		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団補助事業部		

事業名	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 6 月 10 日～令和 7 年 1 月 31 日		
事業概要	中小トラック運送業者を対象に一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ トラック運送事業者(中小事業者※) 又はトラック運送事業者に車両をリースする事業者 ※資本金３億円又は従業員数３００人以下 ＜対象車両区分・補助額＞		

車型区分 (車両総重量)	2015年度 燃費基準	基準額（万円）		備考排出ガス 規制識別記号
		廃車有	廃車無	
大型（12t超）	+10%以上	75	50	2RG・2TG
	+5%以上	50	37.5	2PG
中型（7.5t超～12t以下）	+10%以上	42	28	2RG・2TG
小型（3.5t超～7.5t以下）	+10%以上	15	10	

・2025年度重量車燃費基準適合車は、＋５万円とする。

お問合せ	一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 電話：03-5341-4577

事業名	産業車両等の脱炭素化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	GX 建機等※を導入する事業者に対し、購入に係る経費の一部を補助 ※GX 建機：国土交通省の認定を受けた電動建機		
支援内容	対象者＞ 民間事業者等 ＜対象車両等＞ (1)空港における脱炭素化促進事業 (2)港湾における脱炭素化促進事業 (3)海事分野における脱炭素化促進事業 (4)建設機械の電動化促進事業 (5)フォークリフトの燃料電池化促進事業 ＜補助率＞ (1)1/2 等(2)定額、1/3(3)直接 1/4（中小型船 1/2） (4)2/3 等(5)1/2		
お問合せ	(1)一般社団法人日本建設機械施工協会 (2)公益財団法人北海道環境財団 補助事業部		

事業名	物流脱炭素化促進事業	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和 6 年 5 月 14 日～令和 6 年 6 月 13 日 16 時		
事業概要	再生可能エネルギーを活用（太陽光発電を含む）し、物流施設（倉庫、トラックターミナル等）を拠点に施設、輸送の一体的かつ効率的にエネルギー供給を行う設備等の導入に係る経費の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ ・倉庫事業者 ・貨物運送事業者 ・貨物利用運送事業者 ・トラックターミナル事業者等 ＜対象施設＞ ・営業倉庫 ・貨物(利用)運送事業者の集配施設等 ＜対象設備等＞ ・太陽光発電設備・蓄電池 ・エネルギーマネジメントシステム ・EV 充電設備 ・EV トラック等車両、 ・先進的取組に必要な機器類(トラック予約受付システム、無人搬送機、無人フォークリフト等) ＜補助額＞ 1/2 以内（上限 2 億円） ＜補助要件＞ ①再エネ電力の購入、②再エネ発電設備（新設）③太陽光発電設備（既設） ④大容量蓄電池（新設）⑤大容量蓄電池（既設）、⑥EV 充電スタンド、⑦先進的取り組みに必要な機器類 ①～③のうち１つ以上、④～⑦のうち２つ以上導入することが必須要件		
お問合せ	パシフィックコンサルタンツ株式会社 050-5536-6831		

事業名	燃料電池モビリティ利活用の促進事業 ※令和5年度の情報(令和6年度実施予定)	行政機関名	兵庫県
募集期間	公募開始前		
事業概要	パッケージ型水素供給設備の導入に係る費用の一部を補助		
支援内容 R5 リンク	＜事業者＞ 国庫補助の交付決定を受け、県内にパッケージ型水素供給設備を設置する者 ＜補助対象経費＞ ﾊﾟｯｹｰｼﾞ型水素供給設備の設置に要する経費(設計費、機器費等) ＜補助率及び補助金額＞ 補助対象経費から国庫補助金(補助率 2/3、上限 100 百万円)を引いた額の 1/4(上限 1,250 万円) ※負担割合：国庫補助金(2/3、上限 100 百万円)を差し引いた額の 1/2 を事業主負担、 残りを県：市 1：1 で負担を想定 (参考) パッケージ型水素供給設備：規模は小さいが低コストで設置が可能で、移設が可能であり、設置リスクが低く、現地で水素を製造するため、輸送コストが不要である水素供給設備。		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課大気班　電話：078-362-3285(内線 3368)		

事業名	尼崎市グリーンビークル導入補助制度	行政機関名	尼崎市
募集期間	公募開始前		
事業概要	主として営業等、事業活動において活用する電気自動車・燃料電池自動車の新車導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 尼崎市内に事務所又は事業所を有する個人若しくは法人の事業者等 ＜補助金額＞ (1) 電気自動車　10 万円 (2) 燃料電池自動車　60 万円 ※補助金の交付には条件がありますので、詳細は以下にお問い合わせください。		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課　電話:06-6489-6301		

事業名	給湯省エネ 2024 事業（住宅省エネ 2024 キャンペーン）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 3 月 29 日～予算上限に達するまで(遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで)		
事業概要	新築住宅の取得者または既存住宅の住宅所有者等が一定の性能を満たす高効率給湯器を導入した場合、導入に係る費用の一部を補助（リース含む） ※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施		
支援内容	＜対象者＞ 住宅の所有者等 ＜対象設備＞ (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート) (2)ハイブリット給湯機 (3) 家庭用燃料電池(エネファーム) ※令和 5 年 11 月 2 日以降に着工のもの ＜補助額(基本額)＞ (1)ヒートポンプ給湯機(エコキュート)：8 万円/台 (2)ハイブリット給湯機：10 万円 /台 (3)家庭用燃料電池(エネファーム)：18 万円/台 ※要件を満たす場合、その性能に応じた定額を加算 ＜補助上限台数/住戸あたり＞ ・戸建住宅：いずれか 2 台まで ・共同住宅等：いずれか 1 台まで ＜その他＞ ・補助対象となる給湯機は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たしたものに限る。 ・補助対象となる給湯機の設置に併せて、蓄熱暖房機または電気温水器を撤去する場合、加算 (蓄熱暖房機：10 万円/台、電気温水器：5 万円/台)		
お問合せ	住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-055-224（ナビダイヤル）03-6625-2874（IP 電話等）		

事業名	先進的窓リノベ 2024 事業(住宅省エネ 2024 キャンペーン)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 3 月 29 日～予算上限に達するまで(遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで)		
事業概要	既存住宅の断熱窓への改修に係る費用の一部を補助 ※申請は、工事請負業者が実施		
支援内容	＜対象となる工事＞ 令和 5 年 11 月 2 日以降に住宅所有者等※1 がリフォーム事業者に工事を発注(工事請負契約※2)して実施する断熱窓への改修（リフォーム）工事 ※1：住宅所有者等とは、本事業にてリフォームする住宅の所有者(法人を含む)、居住者又は管理組合・管理組合法人をいう。 ※2：工事請負契約等が結ばれない工事は対象外。 ＜補助額等＞ 住宅の建て方、設置する窓の性能と大きさ、設置方法に応じて定額(上限 200 万円) ＜その他＞ ・窓の改修と同一契約内でドア(開口部に取り付けられているものに限る）についても断熱性能の高いドアに改修する場合は補助対象。		
お問合せ	住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-055-224（ナビダイヤル）03-6625-2874（IP 電話等）		

事業名	子育てエコホーム支援事業（住宅省エネ 2024 キャンペーン）	行政機関名	国土交通省
募集期間	～予算上限に達するまで(遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで)		
事業概要	エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対してその費用の一部を補助 ※申請は住宅を整備・分譲する事業者又はリフォーム工事を行う事業者が実施		
支援内容	＜対象者＞ 令和 5 年 11 月 2 日以降に「対象工事※」に着手し、申請した個人 ※対象工事：新築は令和 5 年 11 月 2 日以降に着手した「基礎工事より後の工程の工事」、 リフォームは令和 5 年 11 月 2 日以降に着手したリフォーム工事 ＜対象要件＞ (1)注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入 高い省エネ性能を有する新築住宅(長期優良住宅 100 万円/戸・ZEH 水準住宅 80 万円/戸 ※子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかが対象 (2)リフォーム工事 ①開口部の断熱改修、②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、③エコ住宅設備の設置のいずれか必須 ※加えて、住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等行う場合、工事内容に応じた定額を補助 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入しリフォームする場合は上限引き上げ（上限 60 万円/戸） ※長期優良住宅の認定を受ける場合は、上限引き上げ （子育て世帯・若者夫婦世帯：上限 45 万円/戸、その他の世帯 ：上限 30 万円/戸）		
お問合せ	住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-055-224（ナビダイヤル）03-6625-2874（IP 電話等）		

事業名	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 3 月 18 日～令和 6 年 6 月 14 日		
事業概要	既存住宅において、省 CO_2 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 戸建住宅や集合住宅を所有する個人、法人等 ＜対象となる工事＞ (1)既存戸建住宅の断熱リフォーム (2)既存集合住宅の断熱リフォーム ＜補助率等＞ (1)1/3、上限:120 万円/戸(蓄電システム、電気式ヒートポンプ給湯器等への別途補助あり。) (2)1/3、上限：15 万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限 20 万円/戸。熱交換型換気設備等への別途補助あり。(集合個別のみ))		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 断熱グループ 電話：011-206-1573		

事業名	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 （ZEH、ZEB）	行政機関名	経済産業省
募集期間	(2) 公募期間（一次公募）：2024 年 5 月 7 日（火）～2024 年 6 月 4 日（火）17:00 公募期間（二次公募）：2024 年 7 月 31 日（水）～2024 年 8 月 28 日（水）17:00		
事業概要	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、大幅な省エネ実現と再エネの導入に係る費用の一部を補助		
支援内容 (2)	＜対象事業＞ (1)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援事業 超高層の集合住宅における ZEH 化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する事業。 ※過去に採択した複数年度の案件の実施分のみ (2)ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援事業 ZEB の設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1 万 m^2 以上、既築：2 千 m^2 以上）について、先進的な技術等の組み合わせによる ZEB 化の実証を支援し、その成果の横展開を図る事業。 ＜対象者＞ 民間事業者等 ＜補助率等＞ (1)1/2 (2)2/3		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ／株式会社野村総合研究所		

事業名	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 （次世代省エネ建材の実証支援事業）	行政機関名	経済産業省
募集期間	1 次公募：令和 6 年 5 月 7 日～令和 6 年 8 月 30 日 2 次公募：令和 6 年 9 月 9 日～令和 6 年 11 月 29 日		
事業概要	既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援		
支援内容	＜対象者＞ 住宅の居住者且つ所有者、賃貸住宅の所有者 ＜対象となる改修区分＞ (1)外張り断熱(外断)：戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法にて改修すること (2)内張り断熱(内断)：戸建住宅や集合住宅を断熱パネル、潜熱蓄熱建材いずれかを用いて室内側から導入し改修すること (3)窓断熱(断熱)：戸建住宅の全ての開口部を窓(防火・防風・防犯仕様)及び玄関ドアを用いて改修すること ＜補助率＞ 1/2 ＜補助上限額＞ (1)300 万円～400 万円／戸(地域によって異なる) (2)戸建住宅：200 万円／戸、集合住宅：125 万円/戸 (3)150 万円/戸 ※窓（防火・防風・防犯）・玄関ドアと本事業に登録されている任意製品(断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、調湿建材を併用して改修する場合は 200 万円/戸		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話：03-5565-3310		

事業名	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	・一般公募(単年度事業：令和6年4月26日～令和7年1月7日17:00/複数年度事業：令和6年11月5日～令和7年1月7日17:00) ・新規取組公募：令和6年4月26日～ 令和6年8月30日17:00		
事業概要	戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO_2化に係る費用の一部を補助 ※SIIに登録されているZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であることが要件		
支援内容	＜対象住宅＞ ①ZEH基準を満たす戸建住宅（注文・建売） ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH＋） ※ハイグレード使用の場合は補助金加算 ＜対象者＞ 住宅取得者等 ＜補助率他＞ ①定額(55万円/戸) ② 定額(100万円/戸) ※①、②の戸建住宅に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術 を活用する場合は補助金加算 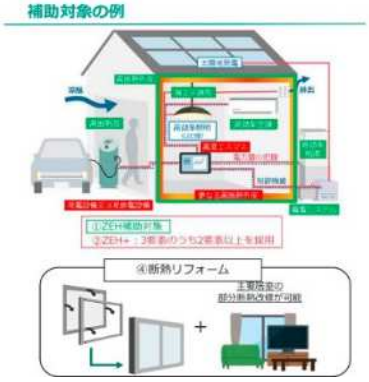		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

事業名	サステナブル建築物等先導事業（省CO_2先導型） (LCCM戸建住宅部門)	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和6年5月17日～令和7年1月20日		
事業概要	ライフサイクル全体を通じたCO2排出量をマイナスにする住宅（LCCM住宅）の整備に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象住宅＞ 新築戸建てのLCCM※住宅 ※LCCM住宅：使用段階のCO_2排出量に加え資材製造や建設段階等のCO_2排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO_2排出量をマイナスにする住宅 ＜対象費用及び補助率等＞ 以下の費用の合計額の1/2 (補助限度額：戸建住宅：140万円/戸) ・設計費 ・建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用 ＜補助要件＞ ・強化外皮基準（ZEH水準の断熱性能）を満たすもの ・再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの ・ライフサイクル全体のCO_2排出量を算定※し、その結果が0以下となること ※その他必須要件あり 		
お問合せ	一般社団法人環境共生まちづくり協会　省CO_2先導審査室　電話：03-6228-1410		

事業名	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)	行政機関名	国土交通省
募集期間	「事前採択タイプ」: 令和6年4月15日～令和6年5月31日 「通年申請タイプ」: 令和6年4月15日～令和6年11月29日 ※評価基準型の申請は受付終了		
事業概要	既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に係る費用の一部を補助 ※申請はリフォーム工事の施工業者又は買取再販事業者が実施		
支援内容	＜対象となる工事＞以下の(1)(2)(3)を満たすリフォーム工事 (1)インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること (2)リフォーム工事後に次の性能基準を満たすこと ・必須項目：劣化対策、耐震性（新耐震基準適合等）、省エネルギー対策の基準 ・任意項目：維持管理・更新の容易性、高齢者等対策（共同住宅）、可変性（共同住宅）の基準 (3)(2)の性能項目のいずれかの性能向上に資するリフォーム工事、三世代同居対応改修工事、子育て世帯向け改修工事、防災性・レジリエンス性の向上改修工事のうち1つ以上行うこと ＜補助限度額＞ ・評価基準型：80万円/戸 ・認定長期優良住宅型：160万円/戸 ・以下のいずれかの場合、上記限度額に、50万円/戸を加算 (1)三世代同居改修工事を併せて行う場合、(2)若者・子育て世帯が工事を実施する場合、(3)既存住宅を購入し工事を実施する場合 		
お問合せ	国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室 電話：03-5805-0522		

事業名	家庭における省エネ支援事業補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和6年5月27日～予算上限に達するまで(遅くとも令和6年8月30日まで)		
事業概要	既設の太陽光システムに蓄電システムやV2H充放電設備を新設した場合又は太陽光発電システムと蓄電システムやV2H充放電設備を同時に新設した場合、その費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 県内の既設築住宅（平成26年3月31日以前に新築した住宅）に自らが居住し、補助対象機器を設置した者 ※公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受診することが要件 ＜対象機器＞ ・蓄電システム：蓄電池部、電力変換装置 ・V2H充放電設備：V2H機器 ・太陽光発電システム：太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー ＜対象経費＞ 機器購入費 ＜補助金額＞		

区分	既設の太陽光発電システムがある場合			太陽光発電システムと同時に新設する場合		
	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
蓄電システム	4万円	—	4万円	4万円	—	4万円
V2H充放電設備	—	10万円	10万円	—	10万円	10万円
太陽光発電システム	—	—	—	6万円	6万円	6万円
補助金額 計	4万円	10万円	14万円	10万円	16万円	20万円

※太陽光発電システムのみの新設は、補助対象となりません。
※本機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象外。
※本補助金と他の補助金の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金額は、機器ごとの補助対象の額を上限とします。

お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター 電話：078-735-7744

事業名	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 (住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和6年4月1日～令和7年3月1日		
事業概要	自ら居住する県内住宅に対象設備を設置する方に、県が業務提携する金融機関から、設備の設置に係る資金を低利で融資		
支援内容	＜対象者＞ ・自ら居住する新築・既築住宅に下記対象設備を設置する兵庫県民の方 ・当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和6年3月末までに融資を必要とする方 ・融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方（各融資機関の審査による） ・(公財)ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを県が確認した方 ＜対象設備＞ ・住宅用太陽光発電設備(10kW未満)・家庭用燃料電池(エネファーム)・家庭用蓄電池(電気自動車充給電設備(V2H)含む)・家庭用太陽熱利用設備(自然循環式又は強制循環式)・内窓または複層ガラス、外窓交換、ドア交換・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等)・家庭用潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)・家庭用潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽)・省エネ化工事(冷暖房設備 等※) ※省エネラベル評価が5つ星の設備、LED 照明、節水型トイレ ＜融資金利及び償還期間＞ 0.8%(融資期間を通じて固定金利)　*融資金利以外の保証料等は各融資機関にお問い合わせ下さい。 ＜償還方法＞ 元利均等月賦償還(毎月の均等償還)または、元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還(ボーナスでの償還)の併用。 *融資額の一部を繰上償還することはできません。 ＜融資限度額＞ 1件当たり50万円以上500万円以内(複数の設備を設置する場合はその合計額)、償還期間10年以内 *取扱可能な融資限度額は、融資機関により異なります。詳細は各融資機関でご確認ください。		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課　電話：078-362-3284		

事業名	子育て世帯向け住宅取得等支援事業、子育て支援環境整備推進事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	公募開始前(事業により期間が異なりますので、お問合せHPをご確認ください。)		
事業概要	子育て住宅促進区域内で一定の要件を満たす住宅の取得に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象等＞ 対象住宅種別 ① 戸建住宅 新築 区域指定：指定区域 対象者：ファミリーA 対象要件：2階建て以下、敷地面積・延床面積共100㎡以上、長期優良住宅物件 等 補助種別・補助額(万円/件)：取得 最大200万円 募集方法：抽選 ② 戸建住宅 中古 区域指定：指定区域 対象者：ファミリーA 対象要件：敷地面積・延床面積共100㎡以上、中古住宅の状況調査(インスペクション)実施物件 等 取得 最大60万円 抽選 ③ 賃貸住宅 - 区域指定：市内全域 対象者：県外居住のファミリーB 対象要件：耐震性あり、住戸面積55㎡以上 等 住替 最大25万円 先着 ④ 空きテナント - 区域指定：指定区域 対象者：子育て支援施設開設事業者 対象要件：耐震性を有する空きテナント 等 開設 最大300万円 先着 ※ファミリーA:夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯または中学校を卒業するまでの子供がいる世帯(母子父子世帯可) ※ファミリーB:夫婦の合計年齢が70歳未満の世帯または中学校を卒業するまでの子供がいる世帯(母子父子世帯可) ※詳細は以下にお問い合わせください。		
お問合せ	尼崎市都市整備局住宅部住宅政策課　06-6489-6608		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO_2 化普及加速事業のうち、 $LCCO_2$ 削減型の先導的な新築 ZEB 支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	建築物の運用時及び建築時、廃棄時に発生するCO_2（ライフサイクルCO_2：$LCCO_2$）を削減し、要件を満たす建築物について導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者、団体等、地方公共団体 （都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。） ＜補助率＞ 3/5～1/3（上限 5 億円） ＜その他＞ (1) 対象要件 ZEB Ready 基準以上の省エネルギー性能を満たし、エネルギー管理体制の整備、ZEB リーディング・オーナーへの登録、ZEB プランナーの関与等がある上で、$LCCO_2$ の算出及び削減、再エネの導入等。付随する運用時の先導的を評価 (2) 特に評価する先導的な取組 災害に対するレジリエンス性の向上、自営線を介した余剰電力の融通、建材一体型太陽光電池の導入等 (3) 優先採択枠 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等 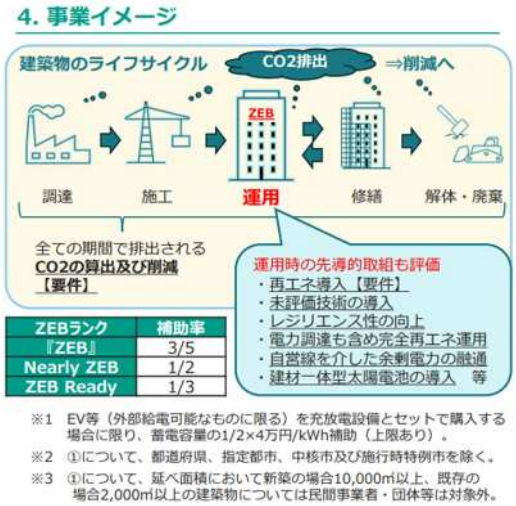 		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO_2 化普及加速事業のうち、省 CO_2 化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年度：公募開始前		
事業概要	熱中症対策に資する高効率機器等の導入及びフェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省 CO_2 移動独立型施設(コンテナハウス等)の導入費用の一部を補助		
支援内容 (1) (2)	＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ＜対象事業＞ (1) 業務用施設における省 CO_2 化・熱中症対策等支援事業(一部国土交通省連携事業) 様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省 CO_2 化の促進を図る事業。(補助率：1/3) ①クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する事業。(上限：1 千万円) ②高効率機器への更新による既存民間建築物の省 CO_2 化を支援する事業。(上限：5 千万円) ③オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省 CO_2 化を図る事業を支援する事業。(上限：4 千万円) ④空き家等を業務用施設に改修しつつ省 CO_2 化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する事業。(上限：なし) ※対象要件：各事業による指定の CO_2 排出削減、運用改善に係る取組の実施等。 (2) フェーズフリーの省 CO2 独立型施設支援事業 クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省 CO_2 化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す事業。(補助率：1/2)		
お問合せ	(1) 一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター (2) 公益財団法人北海道環境財団		

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO_2 化普及加速事業 (ZEB 普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年度：公募開始前		
事業概要	新築／既存の建築物 ZEB 化に資する設備機器等の導入費用の一部補助		
支援内容	＜対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等 ＜対象建築物及び補助率等＞ 右記の表を参照ください。 ＜補助上限額＞ 5 億円 ＜その他＞ (1)主な対象要件 ・ZEB の基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、 データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。 ・需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。再エネ設備を導入すること。ZEB リーディング・オーナーへの登録を行い、ZEB プランナーが関与する事業であること等。 (2)優先採択枠 ・CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 支援センター		

補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
※2 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
※3 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

事業名	建築物等の ZEB 化・省 CO_2 化普及加速事業のうち、 (サステナブル倉庫モデル促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年度：公募開始前(2 次公募)		
事業概要	物流施設における省 CO2 型省人化機器及び再生可能エネルギー設備の同時導入に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象事業＞ 物流施設における省 CO_2 化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業 ＜対象者＞ 民間事業者等 ＜主な対象設備＞ 省人化設備、省 SO2 設備、再エネ設備等 ＜補助率＞ 1/2　上限 1 億円		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部		

事業名	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ事業）	行政機関名	環境省
募集期間	令和 6 年 3 月 29 日～令和 6 年 11 月 29 日		
事業概要	既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入費用の一部を補助		
支援内容	＜対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体 ＜対象事業＞ 既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するための設備補助事業 ＜対象要件＞ 改修後の外皮性能 BPI が 1.0 以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて 30%又は 40%程度以上※削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMS によるエネルギー管理を行うこと　等 ※改修前の BPI が 1.0 以下の建築物は用途に応じ 40%～50%以上 ＜主な対象設備＞ 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明　等（設備により一定の基準を満たすものを対象とする。） ＜補助率等＞ 改修内容に応じて定額又は補助率 1/2～1/3 相当　等　上限 10 億円 		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

事業名	集合住宅の省 CO_2 化促進事業	行政機関名	環境省 経済産業省
募集期間	・低層(一般公募)：令和 6 年 5 月 10 日～令和 6 年 12 月 6 日 17 時(必着) ・低層(新規取組公募)：令和 6 年 5 月 10 日～令和 6 年 8 月 30 日 17 時(必着) ・中層：令和 6 年 5 月 10 日～令和 6 年 12 月 6 日 17 時(必着) ・高層：令和 6 年 5 月 27 日～令和 6 年 6 月 21 日 17 時(必着)		
事業概要	集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化に係る費用の一部を補助		
支援内容	＜対象となる工事＞ ①新築低層 ZEH-M(3 層以下) ②新築中層 ZEH-M(4、5 層) ③新築高層 ZEH-M(6～20 層) ＜対象者＞ 住宅取得者等 ＜補助率等＞ ①40 万円／戸 ②1/3 ③1/3 ※①②③については、蓄電システム、直交集成板、先進的再エネ熱利用技術を活用する又は V2H を導入する場合、補助額を加算。 		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

事業名	賃貸集合給湯省エネ 2024 事業 (住宅省エネ 2024 キャンペーン)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和 6 年 3 月 29 日～予算上限に達するまで(遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで)		
事業概要	賃貸集合住宅のオーナー等が、従来型給湯器を補助対象である小型の省エネ型給湯器(エコジョーズ/エコフィール)に交換する費用の一部を補助（リース含む） ※申請は施工業者(工事請負業者)又はリース事業者が実施		
支援内容	＜対象者＞ 賃貸集合住宅の所有者等 ＜対象設備＞ (1) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） (2) 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） ※令和 5 年 11 月 2 日以降に着工のもの ＜補助率及び補助額＞ ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールへの取替：5 万円／台 ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールへの取替：7 万円／台		
お問合せ	住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問合せ窓口 電話：0570-055-224（ナビダイヤル）03-6625-2874（IP 電話等）		

事業名	J-クレジット制度	行政機関名	―
募集期間	購入方法により異なる		
事業概要	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO_2 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO_2 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度		
支援内容	＜内容＞ ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO_2排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を他者へ売買可能な「J-クレジット」として認証 ＜特徴＞ ・設備導入・更新の補助金と併用可能(ただし、環境省の補助金を除く) ・脱炭素化に資する多様な取組が対象 ・手続き等の事務局サポートあり		
お問合せ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第 1 部 J-クレジット制度事務局		

事業名	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 （省エネ行動であま咲きコインをためよう）	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 14 日		
事業概要	CO_2 削減につながる特定の行動(省エネ行動)を行うと、CO_2 削減量に応じて地域通貨ポイントを付与		
支援内容	＜対象となる省エネ行動＞ (1)省エネ家電買い替え ①空調機を省エネ基準達成率 100%以上の機種（目標年度 2027 年度）への更新：2,500 ポイント ②冷蔵庫を省エネ基準達成率 100%以上の機種への更新　：3,000 ポイント ※更に、空調機、冷蔵庫を尼崎市内の「ひょうごスマートライフマイスター店」で購入した場合は、付与ポイント数が 2 倍になります。 (2)エコ通勤(阪神バス定期券(6 カ月)-230 円区間)を新規購入（1 人 1 回限り）： 3,000 ポイント (3)あまがさき環境オープンカレッジへの来館：20 ポイント (4)環境学習イベントへの参加：20 ポイント (5)うちエコ診断(うちエコ診断の受診（1 世帯年 1 回限り）：500 ポイント (6)電気の選択(CO_2 フリーの電気の契約・利用)(1 年間(計 12 回)限り)：900 ポイント/月 (7)公用 EV カーシェア利用：200 ポイント/利用 (8)エコカーの購入：7,000 ポイント (9)電気使用量削減：最大 1,500 ポイント ＜ポイント付与対象者＞ (1)(2)(5)(6)(8)(9)：市内在住者 (3)(4)：市内在住・在勤・在学の方 (7)：どなたでも 		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課　電話:06-6489-6301		

事業名	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	行政機関	尼崎市
募集期間	随時		
事業概要	尼崎市市内においてプラスチックごみ削減の取組として給水機の設置し、給水スポットとして開放する民間事業所等を募集		
支援内容	＜事業概要＞ ・給水機の設置 常温タイプの給水機であれば、設置費用が無料、リース及びメンテナンスに費用が令和 6 年度中は無料になります。 (※市民等が自由に出入りでき、一定以上の給水機の利用が見込まれる屋内施設で、かつ、給水機設置場所の近くに給水栓があることが条件になります。水道料金は事業者様の負担になります。) ＜その他＞ 市内の給水スポット一覧など詳細はお問合せの HP をご確認ください。 		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課　電話：06-6489-6301		

事業名	SDGs 企業登録事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時受付		
事業概要	SDGs 達成に資する取組を行うと宣言した企業や団体を「あまがさき SDGs パートナー」として登録し、宣言内容の市 HP への掲載による広報・PR や、その他登録特典などにより、SDGs 取組の推進を支援		
支援内容 取組紹介	＜対象者＞ ・市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人等 （個人事業主、NPO 法人、学校法人等を含む） ・市税の滞納をしていない者 ＜登録特典＞ ・登録書、専用ロゴステッカーの交付 ・ロゴマークの使用許可（データ提供） ・交流会「SDGs パートナーミーティング」への招待 ・市と連携する学校等への SDGs 学習支援への参加 ・兵庫県信用保証協会による「SDGs 支援保証『ステップ』」の利用が可能 （通常の保証率より平均 20%割引、補償期間が最長 15 年、既に実行済みの保証協会付融資を借換可能） ＜登録方法＞ ・所定様式にて「経済・社会・環境」の 3 側面全てにおいて SDGs 達成に向けた取組を宣言し、下記財団へ提出 ＜登録期間＞ ・登録完了日から 2 年間（宣言内容の取組報告書提出による更新制）		
お問合せ	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課 電話：06-6488-9501		

尼崎市気候非常事態行動宣言

令和３年（２０２１年）６月５日

近年、私たちは過去に経験をしたことのないような豪雨、猛暑などに見舞われており尼崎市を含め日本各地で地球温暖化が一因とされる異常気象による被害が発生しています。そして、地球温暖化による影響・被害は、私たちの生活だけでなく自然環境にも及んでおり、すべての生き物の生存基盤を脅かす危機だといえます。

こういった危機を引き起こした主な原因は私たち一人ひとりの人間の活動によって排出された二酸化炭素であるとされており、世界ではパリ協定の下に工業化以前からの気温上昇を２℃より低い状況に保つとともに、１．５℃以下に抑える努力を追求するための取組が始まっています。

私たちは、２０５０年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことをここに宣言します。

●２０５０年までに脱炭素社会を実現するため、２０３０年の二酸化炭素排出量を２０１３年比で５０％程度削減することを目指します。

●消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。

●一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。

●地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。

あまがさきエコカンパニーネットワーク通信（「エコカネ通信」）のご案内

尼崎市では、事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの立場で環境保全活動に取り組んでいただくために、環境保全活動に関心のある市内の事業者・団体を対象にネットワークを作り、その一環としてあまがさきエコカンパニーネットワーク通信（「エコカネ通信」）を毎月、会員のみなさまに配信しています。

「エコカネ通信」では、尼崎市が実施する補助事業・イベント等の最新情報をはじめ、省エネ・省CO_2支援制度～補助金ガイドブック～で紹介した国や県の補助制度の気になるその後の情報や法令の改廃、国際情勢や国の政策動向を踏まえて開催される説明会や講演会などのイベント情報を会員のみなさまにいち早く、また、タイムリーにお届けします。

ぜひ、エコカンパニーネットワーク会員にご登録いただき、「エコカネ通信」をご購読（無料）ください！

尼崎市ホームページ

＜対象＞

尼崎市内に事務所または事業所を置く企業、団体

＜申込方法＞

右記QRコードから、申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、ファックスまたは電子メールで環境創造課までお送りください。

＜送り先＞

尼崎市経済環境局環境部環境創造課
ファックス番号：06－6489－6300
メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

～尼崎市環境部のインスタ始めました～

作成・発行
尼崎市　経済環境局　環境部　環境創造課　（市役所中館９階）
住所：尼崎市東七松町１－２３－１
TEL：０６－６４８９－６３０１／FAX：０６－６４８９－６３００
e-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp